

平成25年9月30日

平成24年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（速報）

※ 本資料は、健全化判断比率及び資金不足比率の各地方公共団体における算定結果を迅速に示すため、平成25年9月2日現在の算定結果を速報として取りまとめたものです。数値については大部分の地方公共団体において公表手続きの途中にある数値であり、今後変動する場合があります。

I. 健全化判断比率の状況

- 財政再生基準以上の団体
：北海道夕張市（23年度決算も同じ。）
- 早期健全化基準以上の団体
：北海道夕張市、大阪府泉佐野市（23年度決算も同じ。）

【参考】財政健全化団体等の状況

- 財政再生団体：北海道夕張市（23年度決算も同じ。）
- 財政健全化団体：青森県大鰐町（注1）、大阪府泉佐野市（23年度決算も同じ。）

団体名	計画期間	完了報告の見込	【参考】（注2）	
			実質公債費比率（%）	将来負担比率（%）
北海道夕張市	平成21年度～平成41年度	—	40.0(40.9)	816.1(891.3)
青森県大鰐町	平成21年度～平成33年度	—	21.5(19.1)	313.4(334.8)
大阪府泉佐野市	平成21年度～平成39年度	—	22.8(21.2)	352.0(364.9)

（注1）青森県大鰐町は、平成24年度決算における健全化判断比率が早期健全化基準未満となっているが、財政健全化計画上、今後、実質公債費比率が早期健全化基準を上回る見込みであるため、今年度は完了報告を行わず、引き続き財政の健全化に取り組むこととしている。

（注2）実質公債費比率及び将来負担比率について、（ ）内は平成23年度決算に基づく数値である。

1. 実質赤字比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし（※23年度決算も同じ）

なお、実質赤字額がある団体はなし（※23年度決算：市区町村で2団体）

- * 実質赤字比率：福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの
- * 実質赤字比率の早期健全化基準は、市町村は財政規模に応じ11.25%～15%、道府県は3.75%、財政再生基準は、市町村は20%、道府県は5%である。なお、都の実質赤字比率の基準については、財政制度の特例に伴う計算調整がある。

2. 連結実質赤字比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし（※23年度決算も同じ）

なお、連結実質赤字額があるのは、市区町村で7団体

（※23年度決算：市区町村で9団体）

- * 連結実質赤字比率：すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの
- * 連結実質赤字比率の早期健全化基準は、市町村は財政規模に応じ16.25%～20%、道府県は8.75%、財政再生基準は、市町村は30%、道府県は15%である。なお、都の連結実質赤字比率の基準については、財政制度の特例に伴う計算調整がある。

3. 実質公債費比率

- ・ 財政再生基準以上の団体は1団体（夕張市：40.0%）

（※23年度決算も団体は同じ）

- ・ 都道府県の平均値は13.7%、市区町村は9.2%

- * 実質公債費比率：借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの
- * 実質公債費比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%である。

4. 将来負担比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体は2団体（夕張市：816.1%、泉佐野市：352.0%）

（※23年度決算も団体は同じ）

- ・ 都道府県の平均値は210.5%、市区町村は60.0%

- * 将来負担比率：地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの
- * 将来負担比率の早期健全化基準は、市町村（政令市を除く。）は350%、都道府県及び政令市は400%である。なお、財政再生基準の設定はない。

Ⅱ. 資金不足比率の状況

- ・ 経営健全化基準以上の公営企業会計は 20 会計（※ 23 年度決算：36 会計）
 - * 20 会計の内訳：交通事業 3 会計、病院事業 4 会計、市場事業 2 会計、と畜場事業 1 会計、宅地造成事業 4 会計、観光施設事業 5 会計、その他事業 1 会計
- ・ 資金の不足額がある公営企業会計は 69 会計（※ 23 年度決算：88 会計）
 - * 資金不足比率：公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの
 - * 資金不足比率の経営健全化基準は 20% である。

※ 健全化判断比率及び資金不足比率に関する解説については、「制度解説」(P. 9) 及び「用語説明」(P. 14) をご覧ください。

また、団体別健全化判断比率及び資金不足比率等については「資料」をご覧ください。

(連絡先)

(健全化判断比率について)

自治財政局財務調査課 久代財政健全化専門官、岡本係長

電話：(代表)03-5253-5111 (直通)03-5253-5649

FAX：03-5253-5650

(資金不足比率について)

自治財政局公営企業課 北澤理事官、高木事務官

電話：(代表)03-5253-5111 (直通)03-5253-5634

FAX：03-5253-5636

E-mail：kenzenkahou@soumu.go.jp (各担当共通)

【参考】早期健全化基準又は経営健全化基準以上である団体又は会計の状況

1. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合計	合計(純計)
都道府県 (47団体)	0	0	0	0	0	0
	(23 0)	(23 0)	(23 0)	(23 0)	(23 0)	(23 0)
政令市 (20団体)	0	0	0	0	0	0
	(23 0)	(23 0)	(23 0)	(23 0)	(23 0)	(23 0)
市区 (792団体)	0	0	1 (1)	2	3 (1)	2 (1)
	(23 0)	(23 0)	(23 1(1))	(23 2)	(23 3(1))	(23 2(1))
町村 (930団体)	0	0	0	0	0	0
	(23 0)	(23 0)	(23 0)	(23 0)	(23 0)	(23 0)
合計 (1,789団体)	0	0	1 (1)	2	3 (1)	2 (1)
	(23 0)	(23 0)	(23 1(1))	(23 2)	(23 3(1))	(23 2(1))

(注) 1. ()内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。

2. 将来負担比率には、財政再生基準はない。

2. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体名

健全化判断比率	団体名	(参考) 早期健全化基準 H23決算 基準以上 ↓ H24決算 基準未満	(参考) 早期健全化基準 H23決算 基準未満 ↓ H24決算 基準以上
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	1団体 (北海道) 夕張市	—	—
将来負担比率	2団体 (北海道) 夕張市 (大阪府) 泉佐野市	—	—

(注) 財政再生基準以上である団体には、下線を付している。

3. 実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体の状況

- ・ 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47 (0)	0/20 (0)	0/792 (0)	0/930 (0)	0/1,789 (0)

(注) ()内の数値は、実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体数である。

4. 連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体の状況

- ・ 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47 (0)	0/20 (1)	0/792 (5)	0/930 (1)	0/1,789 (7)

(注) ()内の数値は、連結実質赤字額がある(連結実質赤字比率が0%超である)団体数である。

5. 実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体の状況

- (1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47	0/20	1/792	0/930	1/1,789

- (2) 早期健全化基準以上である団体の実質公債費比率

(単位:%)

都道府県名	市区町村名	実質公債費比率
北海道	夕張市	40.0

(注) 実質公債費比率の早期健全化基準は25%であり、財政再生基準は35%である。

6. 将来負担比率が早期健全化基準以上である団体の状況

- (1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47	0/20	2/792	0/930	2/1,789

- (2) 早期健全化基準以上である団体の将来負担比率

(単位:%)

都道府県名	市区町村名	将来負担比率
北海道	夕張市	816.1
大阪府	泉佐野市	352.0

(注) 1. 将来負担比率の高い順に記載している。

2. 将来負担比率の早期健全化基準は、都道府県・政令市が400%であり、市区町村が350%である。

7. 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	計
水道事業	0 / 25	0 / 19	0 / 1,211	0 / 95	0 / 1,350
簡易水道事業	0 / 1	0 / 6	0 / 789	0 / 4	0 / 800
工業用水道事業	0 / 41	0 / 9	0 / 95	0 / 9	0 / 154
交通事業	0 / 3	3 / 21	0 / 61	0 / 3	3 / 88
電気事業	0 / 25	0 / 5	0 / 30	0 / 3	0 / 63
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 28	0 / 0	0 / 29
港湾整備事業	0 / 34	0 / 4	0 / 39	0 / 6	0 / 83
病院事業	0 / 39	0 / 16	4 / 479	0 / 77	4 / 611
市場事業	0 / 9	1 / 18	1 / 133	0 / 10	2 / 170
と畜場事業	0 / 1	0 / 7	1 / 37	0 / 10	1 / 55
宅地造成事業	0 / 50	0 / 22	2 / 358	2 / 8	4 / 438
下水道事業	0 / 45	0 / 30	0 / 2,461	0 / 21	0 / 2,557
観光施設事業	0 / 5	0 / 5	5 / 272	0 / 1	5 / 283
その他事業	0 / 15	0 / 0	1 / 71	0 / 39	1 / 125
計	0 / 293	4 / 163	14 / 6,064	2 / 286	20 / 6,806

(注)分母は事業種類別の公営企業会計数である。

8. 資金不足比率が経営健全化基準以上である団体名・公営企業会計名

事業名	都道府県名	市区町村名等		注2
交通事業(3)	愛知県	名古屋市	自動車運送事業会計	
	京都府	京都市	京都市高速鉄道事業特別会計	
	熊本県	熊本市	交通事業会計	
病院事業(4)	北海道	美唄市	病院事業会計	
	北海道	深川市	病院事業会計	
	北海道	由仁町	病院事業会計	
	兵庫県	三木市	病院事業会計	
市場事業(2)	京都府	舞鶴市	公設地方卸売市場事業会計	
	大阪府	大阪市	中央卸売市場事業会計	
と畜場事業(1)	徳島県	徳島市	徳島市立食肉センター事業特別会計	
宅地造成事業(4)	青森県	青森県新産業都市建設事業団	桔梗野工業用地造成事業	
	青森県	青森県新産業都市建設事業団	百石住宅用地造成事業	
	鳥取県	米子市	流通業務団地整備事業特別会計	
	山口県	下関市	臨海土地造成事業特別会計	
観光施設事業(5)	青森県	弘前市	岩木観光施設事業特別会計	
	青森県	黒石市	温泉供給事業特別会計	
	奈良県	宇陀市	保養センター事業特別会計	
	山口県	美祢市	観光事業特別会計	
	高知県	高知市	国民宿舎運営事業特別会計	
その他事業(1)	北海道	釧路市	釧路市設魚揚場事業会計	

(注1)資金不足比率の経営健全化基準は20%である。

(注2)資金不足比率を既に議会に報告し、公表している団体には * を付している。

(参考)

	経営健全化基準 H23決算基準以上→H24決算基準未満 16会計	経営健全化基準 H23決算基準未満→H24決算基準以上 1会計
水道事業	1会計 (北海道) 釧路町 水道事業会計	—
簡易水道事業	—	—
交通事業	3会計 (青森県) 八戸市 自動車運送事業会計 (京都府) 京都市 京都市自動車運送事業特別会計 (佐賀県) 佐賀市 自動車運送事業会計	—
港湾整備事業	1会計 (香川県) 坂出市 坂出港港湾整備事業特別会計	—
病院事業	3会計 (青森県) 板柳町 国民健康保険板柳中央病院事業会計 (青森県) 一部事務組合下北医療センター 病院事業会計 (青森県) 北部上北広域事務組合 病院事業会計	—
市場事業	3会計 (北海道) 釧路市 釧路市公設地方卸売市場事業会計 (福島県) いわき市 中央卸売市場事業 (山口県) 岩国市 市場事業特別会計	1会計 (京都府) 舞鶴市 公設地方卸売市場事業会計
と畜場事業	—	—
宅地造成事業	—	—
下水道事業	3会計 (青森県) 黒石市 下水道事業会計 (福島県) 相馬市 公共下水道事業特別事業 (福島県) 富岡町 公共下水道事業	—
観光施設事業	2会計 (青森県) 黒石市 観光施設事業特別会計 (石川県) 白山市 白山市観光事業特別会計	—
その他事業	—	—

(注) 1. このほか、平成23年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上となったが、平成23年度末又は平成24年度中に廃止された会計として、下記の1会計がある。
(広島県) 呉市 交通事業会計